

学会費

法学会

名城大学法学会は、法学部の専任の教員・学生・大学院生を会員とする団体です。

本会は会員の教育・研究活動の向上をはかり、法学研究の発展に貢献することを目的とし、講演会や研究会の開催、機関誌「名城法学」を発行(年 4 回)するほか、「記念論文集」、「名城大学法学叢書」、「名城法学論集」等を発行し、広く学会に寄与している団体です。また、資格等取得奨学金制度、ゼミ合宿・スポーツ大会・卒業祝賀会への援助等さまざまな制度を設けております。

会の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

名城大学法学会規約(抜粋)

第 5 条

本会は本学法学部所属の法学または政治学担当の専任教員および本学法学部または大学院法学研究科の学生をもって組織し、これを普通会员とする。

第 7 条

普通会员は、本会への入会にあたって五千円の入会金をおさめるものとする。教員会員にあつては年額一万円、学生会員にあつては年額七千円の会費を納めるものとする。

経済・経営学会

名城大学経済・経営学会は、経済学部・経営学部の専任教員と大学院生・学生によって構成されています。

本会は、社会科学・人文科学の研究を促進し、大学教育の進展に寄与することを目的としております。具体的には、講演会や研究会を開催するとともに、機関誌『名城論叢』および『経済・経営学会会報』をそれぞれ年 4 回発行し、これらを学生に無料配布するほか、学生のゼミナール活動の支援や卒業祝賀会への援助などを行っております。

学会費は、これらの研究・教育活動を行うために必要な費用でありますので、ご理解のうえ入学時に納入していただきますようお願いいたします。

名城大学経済・経営学会会則(抜粋)

第 4 条

本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員…経済学部・経営学部の専任教員
2. 普通会员…経済学部・経営学部の学生および大学院経済学研究科・経営学研究科の院生
3. 特別会員…関係学部出身の名誉教授、退職者で希望する者および特に入会を承認された者

第 6 条

会員は別に定める細則により、会費を納入しなければならない。

経済・経営学会会費細則

会費は下記の表による。

会員の種類		入会費	会費
正会員		-	年 2,500 円
普通会员	経済学部	2,000 円	年 2,500 円

会員の種類		入会費	会費
	経営学部	2,000 円	年 2,500 円
	大学院	2,000 円	年 2,500 円
特別会員		-	年 2,500 円

1. 学部から大学院への進学者は入会費を免除する。
2. 名誉教授は、入会費および会費を免除する。
3. 令和3年度入学者より入会費を廃止する。